

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標	職業訓練校の教育環境改善とコースの強化、地域における就労・就学促進活動を通して、障がい者が就労と就学の機会を得て、地域社会の一員として積極的に地域社会づくりに貢献する。
(2) 事業内容	<p>(ア)より多様な障がい者への職業訓練の提供(1-3期)</p> <p>(a)職業訓練コースの強化と就労促進(3期)</p> <p>職業訓練校においては、2014年度1学期(2014年1月～4月)は理容美容コース15名、洋裁コース15名、コンピューターコース9名を受け入れ、訓練生全員が就労に必要な職業技術を身につけ卒業した。2学期(2014年5月～8月)からは、理容美容コースと洋裁コースにおいて、訓練生一人ひとりの障がいの程度や読み書き能力の程度に合わせ、難易度は高くなくても社会でニーズの高い技術の指導を導入した。理容美容普通コースでは、訓練生13名のうち、十分な教育を受けられなかったため識字能力が低く、教科書を十分に読めず技術習得に時間がかかる3名に対して、基本的なカットを重点的に指導した。また、洋裁普通コースにおいても、訓練生13名のうち、重度の障がいのため技術習得が遅い3名に対して、刺繍や基本的なシャツ縫製等の指導を開始した。洋裁上級者コースにおいては、受け入れ人数を1学期あたり2名増やし、現在5名の訓練生が服飾デザインや様々な種類の生地の縫製技術を学んでいる。さらに、顧客対応等の実地訓練の機会を増やすため、洋裁店舗経営コースにおいては地域のショッピングセンター等へ出店した。コンピューターコースにおいては、普通コースに10名、上級者コースに2名の訓練生が学んでおり、上級者コースの訓練生は企業や現地団体でのインターンシップを開始し、就労に向けた準備を始めている。(各コースの訓練生、卒業生の人数については添付書類③を参照。)</p> <p>また、職業訓練校においては卒業生の民間企業への就職率を向上させるため、職業斡旋担当の職員1名を新たに採用した。同職員は、企業や工場を訪問して職業訓練校の取り組みの紹介や、技術を習得した障がい者の雇用についての交渉等を担っている。また、在籍中の訓練生に対しても、職場における人間関係やコミュニケーションの取り方について毎月1回講義を行い、卒業後、より円滑に就労し、仕事を続けられるよう指導した。</p> <p>職業訓練校では指導教員の技術力向上のため、各コースの教員がフットマッサージ、ズボン縫製、会計等の講習を2014年5月より受けている。(講習内容については添付書類④を参照。)</p> <p>(イ)当事者団体の創設とこれら団体による就労促進活動の強化(1-3期)</p> <p>(a)自助団体設立とワークショップ(第3期設立自助団体)(3期)</p> <p>地域においても障がい者の就労を促進するため、当会が活動するヤンゴン地域ダラ地区、シュエピター地区において、新たに4つの障がい当事者自助団体(以下、自助団体)を創設した。設立にあたっては、まず、当該地区に住む障がい者の人数や障がいの種類を調査した。また、自助団体の円滑な活動のためには地域行政担当や地域住民の理解が不可欠</p>

というこれまでの学びをもとに、自助団体設立前に、第1期、第2期に設立した自助団体のメンバーとともに、ダラ地区3カ所において障がいの種類や自助団体の活動内容を紹介する啓発活動を行い、計45名の地域行政担当や地域住民の参加を得た。新たに設立した自助団体に対しては、設立と育成、運営力強化等を目的とした半日間のワークショップを計15回実施し、のべ261名が参加した。また、講師には第1期、第2期に設立した自助団体のメンバーも起用し、実際の活動について理解を深めた。第3期の自助団体の設立のため、地域の行政担当と協力し、積極的に地域の障がい者へ参加を呼びかけたことや、第1期、第2期に設立した自助団体自らが設立支援を行ったことで、当初の予定よりも早く団体を設立することができた。(各ワークショップの詳細については、添付書類⑤を参照。)

さらに、当初、障がい者と障がい児の就労・就学促進を目的として設立した、自助団体の代表メンバーで構成される既存の就労・就学促進委員会については、活動内容が多岐にわたるとの理由から就労分野に特化した就労促進委員会とした。障がい児の就学促進活動については、障がい児の親を中心メンバーとして別の委員会を設立することとした。この就学促進委員会を、ダラ地区、シュエピター地区において1つずつ設立した。同委員会は今後、活動計画に基づき、障がい児の家庭や学校を訪問して、障がい児の就学状況をモニタリングする。

#### (b) 就労支援活動の継続と起業支援(3期)

第3期では、各自助団体のメンバーが持つ技術や自助団体が活動する地区におけるニーズを比較した結果、ダラ地区の3つの自助団体について理容美容店1店舗、タイピング・印刷店1店舗、雑貨店1店舗の小規模店舗の開業を支援することを決定した。小規模店舗開業を予定している自助団体は、当会職員や就労促進委員会メンバーから指導を受けながら、開業に向けた提案書作りや見積もりの取得を進めている。

また、第1期に自助団体が開業した小規模店舗6店舗も運営を継続している。就労促進委員会は、これら店舗のモニタリングを続けており、店舗を運営する障がい者の技術力向上の必要性や市場のニーズの変化への対応等、新たにあらがってきている課題を分析しながら、店舗の持続発展性の向上に取り組んでいる。就労促進委員会は、より多くの障がい者の就労と自立の促進のため、これら第1期で自助団体が開業した小規模店舗の収益の一部を活用したマイクロクレジットの取り組みも開始した。当会は会計管理を含め、自助団体や小規模店舗の運営状況をモニタリングし、透明性の高い活動ができるよう助言を与えている。

#### (c) 障がい当事者への補助器具の供与(1、3期)

ダラ地区、シュエピター地区に住む障がい者の外出の機会を増やし、就労へとつなげるため、同地区に住む障がい者70名に対し車いすや松葉杖、杖等の補助器具を供与した。供与に先立ち、各々の障がいの種類や程度をもとに補助器具の必要性を調査したほか、供与式典には地域行政担当や地域住民を招き、理学療法士の当会職員が中心となって補助器具の役割や使用方法についての啓発も実施し、補助器具を使用する障がい者への理解も深めた。また、補助器具を供与した障がい者には、修理

	<p>費の貯蓄の必要性や、補助器具が不必要となった場合の自助団体への返却義務についても併せて指導した。</p> <p><u>(ウ) 学齢期障がい児童の就学促進と障がい者の基礎教育の機会づくり (1-3 期)</u></p> <p><u>(a) 学齢期障がい児童と障がい者の教育支援 (1-3 期)</u></p> <p>第 3 期では活動対象地域を広げて就学支援を拡大し、第 2 期より 31 名多い 172 名の障がい児童および障がい者を支援した。5 月には、地域行政機関の協力を得て、就学促進委員会メンバーとともに 172 名の受益者に学用品を供与したほか、障がい児が通学中の場合は学校や家庭を訪問し、就学状況のモニタリングを継続して行った。172 名のうち、障がいのため授業についていくのが難しい障がい児、就学の機会を逃した障がい者、重度の障がいや知的障がいのため学校に通うことのできない障がい児計 60 名に対しては、当会の教育専門職員が個別補習やグループ補習を実施した。補習を効率的に行うためにグループ補習を拡大したことで、補習対象の障がい児を第 2 期に比べ 8 名増やすことができた。シュエピター地区においては、普通学校で実施されているノンフォーマル教育クラスに、新たに 2 名の障がい児を紹介した。</p> <p>また、4 月から 5 月にかけて、ダラ地区、シュエピター地区の学校教員を対象として、当会のカウンターパートである社会福祉局が管轄する障がい児のための学校(ヤンゴン市内)において全 6 日間の研修を実施し、のべ 221 人が参加した。研修では、同校の教員が講師となり、障がい児への指導法を教授した。</p> <p>最近では、社会福祉局が管轄する視覚障がい児や肢体不自由児、知的障がい児のための学校の教員が当会のモニタリングに同行する回数が増え、それぞれの障がいに対する効果的な指導法について、当会の地域活動職員や障がい児の家族が助言を得る機会も増えた。</p> <p><u>(エ) 啓発活動：地域における障がい者理解の促進(1-3 期)</u></p> <p><u>(a) ワークショップ/イベントの開催(1-3 期)</u></p> <p>ダラ地区、シュエピター地区において、上述 (イ) (a) の自助団体に対するワークショップや (ウ) (a) の学校教員を対象とした統合教育に関する研修のほか、障がい児の家族や地域行政担当、地域住民を対象とした障がいおよび障がい児教育の重要性についての啓発ワークショップを 18 回実施し、合計 557 名の参加者を得た。また、当会の理学療法士の職員による障がい者のリハビリの有用性に関するワークショップを自助団体のメンバー 25 名を対象に 2 回実施した。(各ワークショップの詳細については、添付書類⑤を参照。)</p>
<p>(3) 達成された効果</p>	<p><u>(ア) より多様な障がい者への職業訓練の提供</u></p> <p>職業訓練校において職業斡旋担当職員を採用し、卒業生の就労強化に取り組んだ結果、理容美容コースと洋裁コースにおいては、上級者コースに進学した訓練生等を除く 1 学期の訓練生全員が就労の機会を得た。コンピューターコースにおいては、現在までに 2 名がそれぞれコンピュータートレーニングセンターとコンピューター専門店に就職しており、今後も職業斡旋担当職員を中心に職業訓練校と連携する企業や団体への斡旋を続ける。職業訓練校と連携する企業へ紹介したり、職業訓練校</p>

開校以来 1,200 名を超える卒業生とのネットワークを生かしたことで、第 3 期開始後、2013 年度以前の卒業生を含む 15 名の卒業生を縫製工場や洋裁店、卒業生が営む理容美容店、現地企業や現地団体へ就職させることができた。理容美容や洋裁の上級者コース、店舗経営コースを卒業した訓練生 6 名も、現在 4 名が就労の機会を得ており、残る 2 名についても引き続き就労斡旋を行う。

(イ) 当事者団体の創設とこれら団体による就労促進活動の強化

自助団体が運営する小規模店舗の収益の一部を自助団体の新たな小規模ビジネスやマイクロクレジットのための資金として活用したことで、これまで就労の機会すら得られなかった自助団体のメンバーがほとんどであったなか、1 日平均 100 円程度ではあるが、メンバーの約 7 割が収入を得ることができるようになった。同資金は液体石けん販売や小売業、バイクタクシー業等の自助団体の新たなビジネスに利用されている。

また、当会のモニタリングを通し、委員会メンバーや自助団体メンバーは各々の団体の自立発展性の向上に努めており、ヤンゴン地域で活動する他の障がい者支援団体とのネットワークを使った情報交換、活動資金獲得のためのファンドレイジング、地域に住むより多くの障がい者との交流や彼らへの支援等、自発的に活動を実施している。さらに、地域のバイク運転手らが本事業の自助団体の活動にならい、自ら団体を立ち上げて相互扶助に取り組む等、地域住民への波及効果もみられる。

(ウ) 学齢期障がい児童の就学促進と障がい者の基礎教育の機会づくり

当会職員が行った障がい児が通う学校の継続的なモニタリングや学校教員を対象とした研修を通して、発話や筆記に時間がかかる障がい児に対して指導時間の配分を見直す等、教員の障がい児指導法の向上がみられるようになった。さらに、研修を受けた教員が他の教員や一般生徒に対して障がいに関する啓発を開始したことで、学校全体でも障がいへの理解が深まり、障がい児に対する偏見が減ったり、障がい児への配慮がみられるようになった。これにより、障がい児を学校に通わせる家族の不安も緩和され、学校に対する信頼も高まり、障がい児を引き続き通学させたいという家庭が増えた。

当会が活動するダラ地区、シュエピター地区には障がい児のための特別学校がなく、特に知的障がい児や重度障がい児が教育を受ける機会に限られているが、当会の教育専門職員による補習を通して、これまで教育を受けたことがなかった多くの障がい児がそれぞれの学習能力に合った教育を受ける機会を得られるようになった。また、障がい児への教育の必要性を知った学校教員も、地域において障がい児や障がい者を対象とした補習を自発的に行うようになり、さらに、補習を行う教員が他の教員仲間に参加を呼びかける動きもみられるようになった。

(エ) 啓発活動：地域における障がい者理解の促進

学校教員を対象とした研修により、上述 (ウ) の通り、教員による障がい児への支援が活発化しているほか、地域行政担当者を対象とした障がい啓発ワークショップの結果、同担当者が障がい者を含めた地域社会づくりに関心を持ち、当会や自助団体が開くワークショップ/イベント

	<p>時に地域住民への参加を呼びかける等、地域の障がい者支援において主要な役割を果たすようになってきている。障がい者の地域参加の必要性に共感した地域住民のあいだでも、地域住民で作る相互扶助団体に障がい者を含めるといった動きがみられるようになった。</p> <p>また、障がい者へのリハビリに関するワークショップに参加した自助団体メンバーが、特に当会の活動地域では肢体不自由者の20%以上をも占める脳卒中の後遺症による障がい者に対するリハビリの重要性を認識した。現在、リハビリのための家庭訪問を通して家に引きこもっている障がい者とふれ合う機会を増やす取り組みを計画している。</p>
<p>(4) 今後の見通し</p>	<p>職業訓練校においては、技術を身につけた訓練生が実社会で技術を活用して就労し、ひいては地域社会へ還元できるよう、引き続き卒業生の就労状況のモニタリングやインターンシップ制度の強化、卒業生や地域の企業とのネットワークの拡大、職業斡旋の促進に努める。また、2014年9月から始まる3学期より、理容美容コースではフットマッサージ、洋裁コースでは模様プリント、コンピューターコースでは会計等、さらに新たな技術をカリキュラムに取り入れるため、教員が各技術講習の受講を継続し、指導法を習得する。さらに、カウンターパートである社会福祉局とは、職業訓練校の移管へ向け、同校への社会福祉局職員の段階的な派遣等、同校が発展させてきた運営体制を引き継いでいくための協議を引き続き行う。</p> <p>地域活動については、ダラ地区において3つの小規模店舗を開業し、就労促進委員会が中心となって店舗経営を監督できるよう指導を続ける。また、小規模店舗運営だけでなく、地域の障がい者支援や地域への障がい啓発活動等、自助団体の活動が本事業終了後も持続発展していくよう、自助団体が毎月行う会合を通してメンバーの主体性を高めながら、自助団体の組織力をさらに強化する。障がい児や就学の機会を逃した障がい者に対する就学支援に関しては、就学促進委員会メンバーとともに家庭訪問や学校訪問及びモニタリングを継続するほか、現在は当会の教育専門職員が実施している補習を、障がい児の家族や就学促進委員会のメンバーが引き継いでいけるよう、ワークショップや実地研修を通して指導法を教授する。加えて、障がいの起因のひとつである脳卒中は生活習慣の改善により予防も可能とされるため、食事指導等、受益者に対する生活指導も実施し、障がい予防の取り組みも活動に取り入れていく。</p> <p>啓発活動においては、自助団体同士の経験共有、リーダーシップ育成等のワークショップや「国際障がい者の日」のイベントを実施し、自助団体メンバーや障がい者の家族、地域住民の障がいに関する知識を高めるとともに、これまでの活動を振り返り、本3年事業で得られた学びを受益者が共有する機会を増やすことで、障がい者が地域社会の一員として社会活動に参加できる仕組みを発展させる。</p>